

第 66 回川崎市文化芸術振興会議（摘録）

- 1 会議名 川崎市文化芸術振興会議
- 2 日 時 令和 6 年 7 月 4 日（木）午後 2 時 0 0 分～午後 3 時 5 0 分
- 3 場 所 川崎市役所 復元棟 3 階 3 0 5 会議室（テレビ会議システムを併用）
- 4 出席者
 - （1）委員 8 名 小川委員（テレビ会議システムによる出席）、川崎議長、佐藤（昌弘）委員、三瓶委員、保延委員、藤嶋委員、能崎委員、田村委員
 - （2）事務局（市民文化局市民文化振興室）白井室長、山本担当課長、井上担当係長、高村主任
- 5 議 事
 - （1）令和 6 年度文化アセスメント事業について
 - （2）文化アセスメント調査・評価シートの見直しについて
- 6 報告事項
 - （1）文化アセスメント対象事業経過報告
 - （2）川崎市文化芸術振興計画における取組の状況報告
 - （3）市民ミュージアム部会、岡本太郎美術館部会の報告
- 7 公開・非公開の別 公開
- 8 傍聴者 1 名

【議事内容】

川崎議長 それでは、次第に沿って議事を進めて参りたいと思います。まず議題（1）につきまして、事務局から資料の説明をお願いしたいのですが、資料の趣旨である「アートセンター管理運営事業」の概要説明にあたり、議題（2）の中で文化芸術振興計画の視点についても併せて説明した方が、議題（1）の意図が皆さまに伝わりやすいかと思しますので、資料 1、2 を続けて事務局から説明をお願いしたいと思います。

（事務局から、資料 1「令和 6 年度文化アセスメント事業について」、資料 2「文化アセスメント調査・評価シートの見直しについて」の説明）

川崎議長 ありがとうございました。それでは、ただいまご説明があった内容につきまして、委員の皆さまからご意見・ご質問等ございましたら、挙手にてご発言頂きたいですがいかがでしょうか。では、私の方から資料 2 の戦略 1 から 4 について貢献度の評価にあたり、アセスメントの対象事業が振興計画において横断的な戦略から外れている場合はどのように評価するのでしょうか。

事務局 調査・評価シートの評価項目において、該当箇所のみ抽出し記載する形にしております。例えば基本目標１の施策２では、戦略１から４を評価対象としている一方で、基本目標２の施策１については、戦略１から３までを評価対象としております。

川崎議長 わかりました。ありがとうございます。他にございますか。

能崎委員 このアートセンターに関するアセスメントは、対象事業「アートセンター管理運営事業」と書かれていますが、いわゆる管理運営に対するアセスメントなのか、それとも施設に対するアセスメントなのか、例えば資料２の２ページ目の戦略４というところに、民間施設を含めた効率的・効果的な活用ということが書かれていますが、ということは極論になりますが、箱も含めて同じことができるのであれば、この施設は無くてもいいということもあるということですか。

事務局 こちらは指定管理施設となっておりまして、指定管理事業者の施設管理運営に関する部分は、民間を活用した選定評価委員会の中で議論する範囲となっております。振興会議においては、施設というより、ソフトの事業面について、計画上の内容と合っているか、文化振興に寄与するものになっているかといった視線で見ていただければと思っています。

能崎委員 わかりました。

川崎議長 ありがとうございます。他にございますか。

三瓶委員 質問というか、評価シートの見直しなども含めていろんな視点が書かれているのですが、実際そのアートセンターを見てみて、どんな視点とそれが合っているかというところは実際見てみると、意外とこれはどういう視点のこれに当たるのかなというのが多分出てくるとは思うのですが、いずれにしてもアートセンターがよりよく目的に合った施設であるために、どうしたらいいかというのを、私たちが見て意見を出していくという形でよろしいですかね。

事務局 ありがとうございます。その通りでございます。アートセンターにつきましては、現在、第４期の３年目でございますが、第５期に向けての選定が次年度行われる予定でございます。第５期におけるより良い運営に向け、皆様から頂いた意見を仕様書に反映できるような形で、ご意見を伺いたいと思っていますところでございます。

三瓶委員 視察の件で今後、日程調整が入ると思うのですが、それは委員それぞれが好きな時に行くアートセンターの方が説明をしてくださる感じですかね。

事務局 各視察日において、集合時間等を設定させて頂いております。まずは施設説明を施設運営している指定管理事業者からして頂く予定となっております。３０分程度の説明後に各日程で催しを行っておりますので、それぞれの内容を見て頂ければと思います。解散については最後まで居て頂いても大丈夫ですし、ご都合で途中退席を頂いても大丈夫です。最大２回までということ

で設定させて頂いておりますが、2回目の参加者については集合時間を30分遅らせて、冒頭の施設説明を省略し、催し内容から入って頂く形を想定しております。

三瓶委員 ありがとうございます。

川崎議長 他にございますか。

佐藤委員 非常に基本的な話なのですが、市民の認知度、このアンケートの認知度ですね、7割強、8割近くご存じない方がいらっしゃるということで、こういった浸透しにくい背景だとか、あるいは広報展開の現状についてわかる範囲で結構ですので教えて頂きたいと思います。

事務局 実際には、ヒアリングや現地視察の際に指定管理事業者からご説明申し上げるのが良いかと思いますので、あくまで事務局の所感となりますが、アートセンターは北部に位置しております。区で割ったときに北部における認知度は高いです。立地性もあり、市に一つしかない施設ですので、地域性もあると感じております。また、広報戦略につきましては、周辺エリアを重点的に行っているのではないかと感じています。

佐藤委員 ありがとうございます。

川崎議長 いくつか重要なご指摘があったかと思いますが、こちらについては指定管理者ということで、基本的にはソフト事業等施設の管理については指定管理者にやって頂くということになっているかと思います。市の目的は、芸術文化の創造、発信、交流に寄与することと4つの戦略に沿った形で、様々な出会いとか交流を促進するというのが、市としては求めているという理解でいいかと思うのですが、我々が見るべきは、こうした市の方針にアートセンターがやっている事業が沿っているかというところを評価しなければならなくて、例えば映画とか数はたくさんこなしていらいっしゃるのですが、渋すぎるというか、多様な市民に向けた発信という点においては主張が強いようにも感じています。そういった点をご指摘頂きながら、次の指定管理の更新に反映して頂くというのが、今回の評価の流れになるかと思いますので、是非そういったところを見て頂ければというふうに思っております。特にこのコラボレーションについては、実際ほとんど機能していないということだと思われそうです。施設の目的は「文化芸術の創造・発信・交流の促進」でありますので、交流の部分についても一定程度の貢献をしていかなければならないかと思いますので、この辺を合わせて見て頂ければというふうに思っております。ちなみに収支状況において毎年600万程度の赤字が見られるがこの差額はどのようなふうな扱いになるのでしょうか。市が補填するのですか。

事務局 基本的に指定管理制度については、余剰が出た場合も市にお返し頂くということはございませんが、例えばコロナなどで大きな赤字が発生した場合、物価高騰に伴う光熱費などリスク分担に基づく補助など一部ございますが、運営の赤字を市が補填するということはございません。

川崎議長 ありがとうございます。事業者側に被って頂くということであるかと思います。そういう意味で、黒字化すべきかどうかというのは、ここで議論すべき時ではないのかなと思いますので、むしろ市の文化芸術振興計画に寄与するかといったところが恐らくメインの評価になるのかなと思っております。

能崎委員 この赤字は、事業者が被り続けているということですか。

事務局 アートセンターにつきましては、運営事業者が繰越金を持っておりますので、蓄えていたものを取り崩しながら運営している状況ではないかと認識しています。

能崎委員 かなりの赤字が出ていて事業そのものが継続的に行えるものなのか、それが心配です。あともう一つは、例えば去年は赤字で、その前は黒字、さらにその前は赤字が続いていますよね。事業者の運営の仕方がいいのか悪いのかということもあるのですが、仕事をする側から見ると、ずっと赤字で、中身が良くなっていくふうには思えないですね。だから、一定程度赤字がカバーされているというところでは、今説明頂いた通りだと思いますが、あまり赤字が続くようだとそれは単なる財政問題だけじゃなくて、やられる事業の質に直接影響すると思うのですが、今この財政については会長から今回の問題ではないですよという話がありましたけれど、こういう事業に携わったことがある人間から見ると、非常に不安です。

事務局 会長がおっしゃったように、経営状況等につきましては毎年指定管理の選定評価委員会におきまして、財務状況をはじめ様々な細かい部分も含めて、会計事務所の先生を入れて評価を頂いているところです。また、赤字の件ですが、一概に数字だけ見ると赤字が続いているようにも見えますのですが、先々を見据え、例えばチケットセンターやオンライン予約サービスを導入したりHPを改修したりと、戦略的な投資部分もございます。そういった中で、是非伸びしろの部分を探して頂き、アドバイスを頂ければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

三瓶委員 それに関連していいですか。確かに600万の赤字をどう考えるかなというのはあると思います。民間の施設であればやはり黒字でということになると思いますが、公立の施設がどこまで、例えばあまり人気が無くてもやるべき演目があるとかやらざるをえなきやいけない公演があるというのはある程度あるとは思いますが、どの辺を水準としてみてどこまでだったらそれが許されとかっていう視点はあるかと思います。特に映画のほうは先ほど会長からもあったのですが、なかなか演目が渋いというか。こういったところが何か私たちの意見を入れることで、多くの人が見たいと思う演目となり、人が集まって、それが今度プラスに転じて収益にもいい影響を与えるのではないかなというのは、この映画を見て思ったことです。

川崎議長 ありがとうございます。おそらくそういったことを、この会議で議論していくことだと思います。赤字そのものというよりもソフト事業の質を問うので、今能崎委員がおっしゃったように赤字が続いて質が落ちるようだと大きな問題ですので、そこはしっかりと指摘をさせていただかなければいけないと思います。むしろ、文化芸術に触れる機会を増やすというのが市の大きな目標になっているかと思っておりますので、そういった中で小さなマーケットにピンポイントでと

いうのばかりだと、なかなか広くはつながらないかなというところもありますので、是非そういったご指摘をしていただくことで、次の指定管理更新の際に要求水準に折り込まれるかと思います。また、市民の認知度が低いというのはポイントだと思います。市民に芸術に触れていただく機会を提供する施設であると言にくい現状だと思いますので、ちゃんと認知をしてもらえるようなコンテンツを一定程度やっていただかなければならないのではないかなと思います。他にございますか。

田村委員 見学に行った際、おそらくアートセンターの方からいろいろ説明があると思いますが、「知られていない」、「利用していない」というところは一番問題だと思います。そこに赤字の問題が絡んでくると感じます。チラシを見ても親しんでもらえるような企画が少ないのではないかという気がする。映像などはある意味でかなり専門的ですよ。それでいいと思うのですが、ここに大衆性っていうのですかね、もっと親しくなるようなものを加味してやるのが一番のアセスメントじゃないかなって気がするのです。施設見学しても、施設の方がいろいろ説明して、それで終わりではしょうがないですよ。

佐藤委員 今、企画まわりについて誰が見ても偏りがあるマイナーな演目、これがプロデュースされている人の傾向とかそういうのが反映されているのでしょうか、パッと見た感じかなりコアな感じがします。もう少し開かれたものにするためには、ある程度、定番と言ったら変ですけど、誰でも知っているようなものがある程度無いと厳しい印象がある。視察の企画を見ても面白そうなものが見当たらないのが正直な感想です。行ってみたら良いものもあるかもしれないが、キャッチーな部分は薄い印象です。プロデュース的な人がいるのであればそういう方の傾向などが反映されているのかも知りたい。なるべく交流っていうことであれば、いろんな方が関わっていただく、あるいは逆に一人ひとりと大きい芸術監督みたいのがいて、それに対していろんな人が関わっているみたいなことであれば、どのようにプロデュースされているかというのが、もう少し見えてくると企画自体が生きてくる気がします。

事務局 11月のヒアリングではこの事業を企画している指定管理事業者も出席予定ですので、その際は何故こういった企画をしているのか聞いて頂ければと思います。

能崎委員 個人的に言うと、こちらのアートセンターに映画を自分で見に行きます。不人気なのは良く分かる、わりとマニアックなものが多いです。ただ、これが一般的になりますよということになると、近隣にあるイオンシネマでも上映している。時々演目が重なる時期もあります。だから、人気を取ろうと演目を選んでいくと、そもそもこの施設必要あるのですかっていうことになるのです。最初に質問しましたが、箱の問題なのか、ソフトの問題なのか。人気を取ろうと思っていけば、これの存在価値そのものは無くなるのではないかと。こと映画に関してはこれで人気を取ろうと思って演目を決めれば、横にあるシネマのほうは駐車場もある、センターには無い。そういう不便さもある。それでも行きたい人が来ている状況ですので、最初からこの施設やめたほうがいい、という結論とニアリーイコールに聞こえます。必ずしも演目が特殊だから、不人気だということだけで、この価値や必要性を判断していくと、これは一番わかりやすいケースだと思いますが、芝居のほうにしても何にしても、不人気だからっていうのがベースにあると、文化芸術施設を

やるのは難しいと、で逆に言うと公共施設だから赤字でもいいからあえてやるというのが文化事業のひとつの使命なんじゃないかなとも思います。単純に人気不人気だけで判断していいかなというのは疑問です。ただ7割の人が知らない状況は根本的な欠点であり、この事業の問題だとは思っています。

川崎議長 ご指摘ありがとうございました。民間施設がある中で非常に重要な視点だと思います。ちょっと話が特殊かもしれませんが、確か20年くらい前にアメリカにいたのですが、夏休みに民間の映画館は最新のロードショーですけども、こういう所で著作権がだいぶ古くなって当時スターウォーズだと実写の70年代か80年代の頃ですが、あるいはディズニーのちょっと古いものを上映する、要は子供たち、特に今回夏休みに視察するのが半分ぐらいを占めますので、子供向けになっているのかを見ていただきながら民間と競合しないというのは重要なところかと思えます。だからと言って赤字のままでいいかって言われると、そこは大きなクエスチョンマークがつきますので、幅広く芸術に触れてもらうというのがこの施設の目的となっています。もちろんマニアックなところもあった方がいいと思うのですが、ずっとそればかりやっていると、それは公共施設でやる必要性あるのかってなろうかと思えますので、そこは公共の持ち物であり、かつ、市民のための施設であるということも視点をおいていただいて評価をいただければというふうに思っている次第でございます。映画については割とわかりやすいのですが、舞台は正直私もあまり詳しくないのですが、例えばこういった施設で飲食禁止みたいなどころがあるのですが、もうちょっとゆるく文化芸術を見ながら楽しめるということが実現できるようなご提案をいただけると大変ありがたいなというところです。他にございますか。

能崎委員 アートセンターは映像と舞台からなっていて、市全体では例えばアートセンター的なものが5つくらいあって、そのうちの新百合にあるのがそういう特色があるというようなことだとまた違う話になると思いますが、一つしかない、しかも映像と舞台のほうに集中して、しかも一部はかなりマニアックだということだと、なかなか広がりできないし、当然行ったことがない、名前は聞いても行ったことはあるって人は増えない、つまり行ってみる人が増えないと思います。だからせいぜい6割か7割の人が行かないし知らないし、このままでずっと行くんじゃないかなという気がして、それがアセスメントの一番大事な視点ではないかなと思います。

川崎議長 ありがとうございます。運営方針の中にネットワークというものがありますが、このネットワークは必ずしも公共施設のみならず周りの民間施設や商店街とのコラボなども構わないはずですので、そういった点を評価していただければ様々な議論ができるかなと思っています。運営方針はネットワークによる効率的効果的な運営なので、これは実現してもらわないといけないということですよね。この方針は市が持っている方針ですよ。市としてはこれを実現していきたいはずですので、ぜひそういった点でご指摘をいただければと思います。他にございますでしょうか。

田村委員 まあ見学もしてみて、11月の会議にプロデュースされる方が出席されるようでしたら色々聞いてみたい。

事務局 ヒアリングシートに記載いただければ指定管理事業者より回答させていただきます。

佐藤委員 ジャズとかもやっているようだが、音楽を聴かせる場合、ジャズやロックと異なる、アンプを必要としない、クラシカルな室内の音響空間を整えることは厳しいのでしょうか。

事務局 実はピアノも置いていない状況です。電子ピアノのみになっています。発表会等でお使いになる方々はいらっしゃるけども、主催事業としてとしてクラシックをメインで行うような環境ではないです。

佐藤委員 そうなるとなかなか音楽が入る余地が無いですね。アンプが入るものしかできない、あるいはそれに類似するものしかできないとなると、やはりなかなかそうじゃないものも随分ありますし、小劇場を多角的な視点で活かすにあたり、やっぱりクラシックができないのはもったいない気がします。

川崎議長 ありがとうございます。箱については変えられないところもありますので、その制約の中でできるだけ多目的に活用していただく必要があるので、そういった視点で意見を頂きたいと思います。

三瓶委員 ここの資料に書かれているのは主催事業が書かれていますが、いわゆる主催ではない貸館公演はどのぐらいの割合ですかね。主催がほとんどで、貸館で外部の方が公演するというのはあまり件数的には無い感じですか。

事務局 貸館利用は、映像館は主催上映がほとんどですが、小劇場は一定数ございます。市の公共施設ですと1日単位でしか借りられないところがほとんどですが、アートセンターの小劇場については連続した日程で予約が可能ですので、そういった意味では広域的な使い方ができるかと思います。演劇やミュージカルなど仕込みに時間がかかる分野において、1週間単位等でのご利用も多いと聞いています。

川崎議長 ありがとうございます。

藤嶋委員 プロデューサーは各分野において、それぞれの専門家として人材育成なども担っているのでしょうか。

事務局 映像館と小劇場において、それぞれプロデューサーがおります。若手職員もいる中で、指定管理事業における人材育成は使命でもありますので、運営とともに育成も同時に行っている認識でございます。

川崎議長 はい、よろしいですか。

藤嶋委員 詳細は実際に現場で聞いた方がいいのかもしれないですね。

川崎議長　そうですね、是非現場でご確認いただければと思います。その他の施設で工房とか研修室は稼働率がそれなりに高いようなのですが、利用については、やはり文化芸術に関わる利用が多いのでしょうか。それとも地域の方々に対して集会所等としての利用が多いのでしょうか。

事務局　工房利用は、劇場利用時の道具準備や設営などで1週間連続して同時に使うこともありますし、ワークショップによる単発利用などもあり、幅広く使われていると認識しております。

川崎議長　わかりました、ありがとうございます。

保延委員　ワークショップに関して、僕は今小さな子供が二人、娘がいて、チラシの内容で見ても一緒に行きたいとは思わない。過去にやっていた実績でも、例えば昔のアニメーション体験とか、映画の話でもありましたけど、やっぱり渋めのレトロなやつとかがある印象が強いと思っています。子供たちは、昔のアニメというよりも新しいものとかそういったものに触れるほうが楽しいので、その辺の内容をちょっとプロデューサーの考え方もあると思うが、そもそもやっぱり来てもらわないとダメだと思う。今のこだわりに関する精査も必要かなと思いました。

川崎議長　是非こういったワークショップの様子などを見ていただいて、そういった点を含めてご視察いただければと思います。他はいかがでしょうか。副会長、ご発言はございますか。

小川副会長　いろいろご意見お聞かせいただいていたのですが、赤字であっても芸術的な価値のあるというものを後押しするというのは公共文化施設の非常に重要なポイントかなと思っています。作品のセレクトであるとか、その見せ方ということに関して、どういったものが基準になされているか、川崎市内でどのような位置づけで事業を展開されているのかということも、もう少し視察の時にお聞きしたいと思いました。

川崎議長　ご指摘ありがとうございます。是非様々な観点で見ていただければと思います。おおかた一通りのご意見いただけたかと思います。事務局から説明のございましたスケジュールに基づいて、8月以降に視察当日を迎えるという流れにさせていただきたいと思います。また、今年度以降はお示しのあった評価シートに基づいて、対象事業の評価を行うことにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

川崎議長　ありがとうございます。事務局におかれましては、現地視察の日程調整や当日の流れ等につきまして、改めてメールで各委員あてにご案内をお願いいたします。つづきまして、事務局から報告事項(1)についてお願いします。

【報告内容】

(事務局から資料3「文化アセスメント対象事業経過報告」の説明)

川崎議長 それでは、報告事項につきまして、委員の皆様からご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

能崎委員 詳しくはわからないのですが、例えば浮世絵ギャラリーの入場者数などについては、その数字がどうなっている、取組みはこうですというものがあれば、もう少しわかりやすいかなと思います。

事務局 令和4年度のアセスメントの中で、入館料と物販収入だけで運営していくのは難しい旨のご意見をいただき、令和5年度に1年かけて基本計画を改訂し、今年度から市が補助金を出して運営している状況でございます。ご報告につきましては、来年度から入館者数や事業費などの数字をお示しすることは可能です。また、余談ですが7月1日の市政記念日に無料入館を初めて行ったところ、学校が休みだったこともあり500人以上の入館者がありました。アセスメントで提言を頂き、計画の基本的な部分を改定したことによる効果の一例でございます。

保延委員 当日は僕も行きましたが、外国人の方も多かったです。

川崎議長 はい、ありがとうございます。こちらについてはよろしいですね。つづきまして、事務局から報告事項(2)についてお願いします。

(事務局から資料4「川崎市文化芸術振興計画上の事業の取組一覧」の説明)

川崎議長 それでは、報告事項につきまして、委員の皆様からご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。先に進めさせていただきたいと思います。つづきまして、市民ミュージアムと岡本太郎美術館の両部会における昨年度報告事項につきまして、藤嶋委員より報告をお願いできますでしょうか。

(藤嶋委員から資料5「市民ミュージアム部会の報告」及び「資料6 岡本太郎美術館部会の報告」の説明)

川崎議長 委員の皆様からご意見やご質問等がありましたら、お願いいたします。

佐藤委員 市民ミュージアムの被災された収蔵品につきましては、どれくらい修復できているのでしょうか。

事務局 記憶ですけど、多分10パーセントってないと思います。

佐藤委員 わかりました。

田村委員 10パーセントってないということは、今もこれからも長くかかるってことですか。

事務局 そうですね。

能崎委員 修復できると見込んだうちの10パーセントですか。

事務局 ただ凍らせているものもあり、まだ目を通していないものもあります。紙資料につき処分することはないので、時間をかけてやっていく予定です。

川崎議長 はい、ありがとうございます。他にございますか。

田村委員 今、報告のあった内容についてよろしいでしょうか。第2期計画取組一覧の中で取組みがいろいろ書いてありますが、どのように進めているのか不思議に思っています。特に「街道筋の文化芸術を活用したまちづくり」は芸術文化の振興計画ですけど、そこに例えば「街並み誘導助成事業」とありますが、歴史的景観資源を有する景観形成地区において、舗装事業とか助成しますと記載があります。また、「大山街道の歴史的資源を保全活用し、地域活性を図るため大山街道アクションフォーラム等を推進する」など、色々取組んできている一方で、大山街道に15階建てのマンション計画があるんです。この辺りだとこれまでは、せいぜい4階建てぐらいの建物だけでしたが、ここに15階建てがニョキっとできるんです。もともとの敷地には有名な金物屋さんがあって、関東大震災の後に造られた蔵的なお店です。釘が1本も使われてなくて、しかも関東大震災並みの地震が来ても壊れないという話ですが、ネット販売がある中で、店舗販売の金物屋を生涯続けることは、見通しが立たなかったらしく、不動産に敷地ごと売っちゃったんです。かなり大きな敷地に15階建ての建物が建つということで、街道沿いの人たちはさんざん、大山街道の景観が壊れるということを訴えたのですが、相手側は商売上の採算をとるためには15階建てじゃなきゃだめだと一点張りです。こういう問題に対して、行政はどのような形でこのような動きをキャッチして、対応するのか。この振興計画における対応や進め方などが、よく分からないです。計画を策定した後、計画を推進する上で良くないことが起こった場合、市としてどのような対処をするのですか。

川崎議長 建築の話と文化の話が一緒になってしまっているように思えます。

事務局 基本的にアセスメントは文化事業が対象となっております。各局において文化芸術の視点で事業を記載して頂いている中で、当該事業所管は許認可を取り扱う部署であり、文化芸術に関わる景観という視点で計画一覧に記載頂いておりますが、あくまでそれは文化芸術に関わる視点を持っているという話ですので、文化芸術振興計画所管の立場から今回のような開発事業等に対し、具体的な指摘をすることは難しいと考えています。

田村委員 そうすると、街道の街並みを生かした景観づくり計画があるじゃないですか。街道の景観が完全に壊れるのは、非常に残念に感じています。そういう場合に、どこに言ったらいいのかなと思ったりしていますが、まあわかりました。

川崎議長 ありがとうございます。地区計画の条例などはまちづくりの分野になります。ただし、事前に規制が必要になるかと思いますので、景観や色彩等も関係する地区計画として位置付けたいので、地権者の合意や条例上の手続きを行うことになります。文化だけで対応するのではなく、色々なステップを踏んでいく必要があるかと思います。ご指摘ありがとうございます。他にございますか。全体を通してでも構いません。

藤嶋委員 先程の被災収蔵作品です、市民ミュージアムの、レスキュー状況というのがありまして、収蔵品総数30万6千635点、そのうち被災収蔵品総数24万5千643点、レスキュー状況修復済7万5千811点、修復中2千818点、処分7万3千547点、以上です。

川崎議長 はい、ありがとうございます。

能崎委員 ちょっと話が戻って恐縮ですけど、先ほどの大山街道の件なんですけど、第2期の振興計画はいつ出来たんですか。

事務局 10年前です。

能崎委員 10年前の計画でハード的な建築的効力は無いということかもしれませんが、市として大山街道の文化芸術の内容を出したわけですよね。で、3期の計画でまた同じようなことを書いてあるんです。10年前にすでに大山街道の景観を守りましょうという話が出て、途中で今、委員がおっしゃられていた状況になり、またこれからの10年の3期計画においてこの話が出てくるという中で、最初からそれが無理であれば、今後の話は単純に文化だけの問題で片付けられないからそれは無理ですと言って下げた方がわかりやすいし、これを10年前から上げており、これから先10年の計画の中で引き続き上げようと言うのであれば、どういう形で働きかけるのかはわかりませんが、建築など何らかの効力を到達させるために、何かすべきなんじゃないですか。

事務局 景観とマンション建設の問題に関して、例えば、景観形成の視点で言うと、先ほど委員がおっしゃったように、色などは結構うるさく言われます。ただ、その土地自体の扱いとなると、市有地ではなく民間の財産ですので、そこについて行政が意見することは難しいなど、民地と市有地を一緒に扱うことが馴染まないケースも多々あると思います。また、街並みの雰囲気を残す視点で言えば、行政としては景観条例に基づき、景観を保つ形で取組を継続して行うことも重要な視点だと考えております。

川崎議長 旗をおろしてしまうと自由度が無くなって景観を守られることは無くなり、どちらかという壊れます。10年前と一緒にしないかというのは景観を守ろうという意思表示であって、そのための手段をまた別の手段でということですので、おろすおろさないをここで議論するのはあまり生産的ではないので、そこは総合的な行政の枠の中で議論をした方が生産的な議論ができると思います。というところでご理解いただければと思います。

田村委員 大山街道そのもので言いますと、今は蔵が5カ所くらいしか残っていない。蔵を残して後ろにマンションを建てた例もあります。こういった事例をはじめ、大山街道沿いの人たちは色々、我慢がありました。30年くらい前ですけど、今の高津図書館と緑地があるのですが、そこは、かつて不動産が買って8階建てのマンションを建てようとして、それを当時の市長が買い戻して、図書館と緑地になりました。それが今の大山街道の唯一の緑地です。何を言いたいかというと、当時は市の企画調整局が、民間の大きな土地に動きがあれば、緑や文化芸術など、市としての必要性を含めいろんな側面から見ていた。だから、そこに大きなマンションを建てるよりは、公園が少ないから公園にしたほうがいいということで、市が取得する事例もあった。それが今はどうなっているのかと言うと、市と関係ないところで民間が動いてしまっている。だから、例えば街道の景観ということであれば、本当は市のいろんな部局の人も、今回の動きを本当は知っておくべきだと思っている。これは文句じゃないけど、そうしないと、いくら提言なり、いろんな計画を一生懸命作ったりしても、それを行政の方々が共有して、緑と文化の面お互いに知った上で連携して行かないと、建築の問題だということで片付けられてしまう感じがしています。何か作る場合、色々な企画が出ますが、それをどういうふうに活かすかという方向性が見えないと、文書を作っただけで終わってしまう気がしています。

川崎議長 ありがとうございます。ご意見ということで承ります。このアセスメント対象事業についての経過報告は資料3で報告があったとおり、フォローアップはしている、ということは申しておきたいと思います。そろそろお時間ですが、他にございますでしょうか。

(なし)

川崎議長 ありがとうございます。本日の議事については以上となります。